

令和8年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議 第1回代表者会議 会議録

- 1 開催日時：令和8年6月4日（木）13時30分～15時00分
- 2 開催場所：京丹後市役所峰山庁舎 2階 第122・123会議室
- 3 出席者：中山 泰会長（京丹後市長）
松本明彦副会長（京丹後市教育委員会教育長）
高宮知範委員（京都地方法務局京丹後支局長）
大杉課長（京丹後警察署生活安全課）代理出席
松本課長（京都府丹後保健所福祉課）代理出席
市田奈津子委員（京都府福知山児童相談所長）
眞柴泰久委員（京丹後市区長連絡協議会会長）
松村宏之委員（京丹後市民生児童委員協議会代表主任児童委員）
岸本繁之委員（京丹後人権擁護委員協議会子ども人権委員会委員長）
荻 和孝委員（京丹後市PTA協議会会長）
近藤健司委員（京丹後副市長）
志水丈浩委員（京丹後市市民環境部長）
藤村課長（京丹後市健康長寿福祉部健康推進課）代理出席
蒲田有希子委員（京丹後市こども部長）
山添勝弘委員（京丹後市消防本部消防長）
川村義輝委員（京丹後教育委員会教育次長）
西村久美子委員（京丹後市園長・所長会代表）
山副雅彦委員（京丹後市立小学校長会長）

欠席者：上田 誠委員（北丹医師会代表）
大原豊淳委員（京丹後市保護司会会長）
西原あおみ委員（京丹後市立中学校長会長）

事務局：金子隆行（京丹後市教育委員会事務局学校教育課長）

伊東秀晃（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事）

片柳弘司（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹）

田辺美幸（京丹後市市民環境部市民サービス統括監兼市民課長）

山田香織（京丹後市市民環境部市民課主任）

4 議 事

（１）令和７年度いじめの防止等のための取組結果

（２）市のいじめの現状（令和７年度「京丹後市いじめ調査（年間）」の
まとめより）

（３）令和８年度いじめの防止等のための活動計画（案）

（４）情報共有・意見交換

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

《議事経緯》

学校教育課長： 定刻となりましたので、ただいまから「京丹後市いじめ問題対策連絡会議
令和８年度第１回代表者会議」を開会させていただきます。皆様方には、ご
多忙の中、本日の会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、教育委員会事務局学校教育課長の金子と申
します。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開会にあたりまして、中山市長より開会の挨拶を申し上げます。

中山会長： 皆さんこんにちは。本日は、いじめ問題の対策連絡会議ということで、市
内各所からまた福知山のほうからもお越しいただきました。本当にありが
とうございます。

日頃はそれぞれのお立場でこのいじめの問題をはじめ様々な課題に丁寧に対処いただいております。心からの感謝申し上げます。

さて、今この社会は、中東やウクライナの状況が続いて広がるというような状況の中で、経済的には諸物価の高騰があり、あるいはいろいろな資材が入ってこないということで、大変な経済社会の状況になっている。加えて、国際的な人権の状況も、これはもう看過できないような状況が続いているというようなことですね、一刻も早いこの状況の終結と平和の回復、これを要請し、また祈念をするばかりでありますけども、このことが、よく言われるように、子どもの社会というのは、大人の社会の写し鏡だと言われるように、こういったこと、そしてそれに伴う、社会の様々な状況というのが、子どもと子どもの関係、人権の問題ということに、悪い影響をきたすということがないようにしていかないと、これは社会全体の課題であると、大人たちの課題だというふうに思いますし、その影響の払拭ということに、しっかりと社会全体で努めていかなければならないというふうに思っております。

今日はこの後、いじめの状況の報告も事務局のほうからさせていただきますけども、総数がどうだというようなことについては、年々この分野は減り、この分野は増えるとか色々あるんだろうと思うんですけども、もちろん全体の総数がより少なく、より健全な方向に行くということはもとより大切なことであると思いますけども、大切なことは、1件1件丁寧に向き合って、そして早期の対応で万一にも重大な事態のほうに行くようなことがないようにしっかりとしていかなければならないと思いますし、その重大事態の一番最悪のケースが自ら命をということであるわけでありまして、そういったことってというのは、発生する前にどういう状況だったんだと、気づいていたのかということとの関係でいうと、実際何も兆候に気づけないというようなことから突然そうになってしまうということは、全国的にも往々にあるということからすると、数の多寡にかかわらず、ないように見えても、本当にどうなんだという問題意識で、日頃からしっかりと大人たちが目配せ、留意していかなければならない課題であると、非常に難しい面がある繊細な課題でもあると思いますけども、そういったことがあるわけですので、しっかりと社会全体で、大人たち自ら襟を正していくということとともに、しっかりと子

どもたちの社会、個々の子どもたちへの温かい、また行き届いた向き合い方をしていく必要があるというふうに思っております。

京丹後では令和7年度から、子どもの相談をしっかりと受けていこうということで、通年、終日を通じてタブレットの中にあるアプリからいつでもご相談いただける環境を整え、対応しているところでございます。いろんな工夫を教育委員会のほうを中心にしてくださっているということでもあります。

そういう報告もあろうかなと思いますけども、引き続き様々な工夫を加えて、いじめのよりない、より健全な、安心して子どもたちがたくましく成長していけるような環境づくりをしっかりとしていきたいなと思いますので、今日はその上での実り多いこの場になりますことを心からご祈念申し上げる次第でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長： ありがとうございます。本日は、ご都合によりまして、京丹後警察署長様、京都府丹後保健所長様、北丹医師会長様、市保護司会長様、市健康長寿福祉部長より欠席の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

なお、京丹後警察署からは生活安全課の大杉課長様、丹後保健所からは福祉課の松本課長様、市健康長寿福祉部からは健康推進課の藤村課長が代理にてご出席いただいております。

それでは、新しくご出席いただいた方もおられますので、自己紹介をお願いしたいと思います。皆様の名簿は、本日の次第の裏面に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。それでは、京都地方法務局京丹後支局長様から、順に所属とお名前をお願いいたします。

< 委 員 自 己 紹 介 >

学校教育課長： ありがとうございます。次に、本会議の成立についてご報告を申し上げます。京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱第6条第2項の規定により、本日、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告させていただきます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

- ・資料1 法施行を踏まえた市の取組の経過
- ・資料2 令和7年度いじめの防止等のための取組結果
- ・資料3 令和7年度「京丹後市いじめ調査（年間）」のまとめ
- ・資料4 令和8年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- ・資料5 京丹後市いじめ防止等基本方針
- ・資料6 令和7年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議
代表者会議 会議録
- ・資料7 京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱

以上、配布資料に漏れ等はありませんでしょうか。

続きまして、次第2の確認事項に入らせていただきます。

「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 次第2 確認事項「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」説明

学校教育課長： ただいまの確認事項につきまして、ご質問等がありましたらお伺いします。この期間の経過ということで、ご説明をさせていただきました。

ご質問はないようですので、それでは、本会議は、設置要綱第4条の規定に基づき、会長の中山市長に議事を進行していただきます。

中山市長、よろしくお願いいたします。

中山会長： それでは議事を進めさせていただきます。

議事につきましては、（１）、（２）、（３）ともに関連しますので、一括して事務局から説明を受けたいと思います。その後に議事（４）も兼ねて質疑、情報共有・意見交換を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事（３）については、委員の皆様のご承認を得たいと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局：議事（１）「令和７年度いじめの防止等のための取組結果」説明
議事（２）「市のいじめの現状」説明
議事（３）「令和８年度いじめの防止等のための活動計画（案）」
説明

中山会長： ありがとうございます。議事に関連が互いにありますので（１）、
（２）、（３）とさせていただいたのですが、説明が長くなってご負担をおかけしたかも知れません。ご容赦ください。
それではただいまから、ご質問、ご意見ありましたらお願いを申し上げたいというふうに思います。どなたからでも、いかがでしょうか。
もしあれでしたら、これが今日の会議の最初で最後の意見交換の場ですので、お１人ずつ賜りましたらと思いますけども、よろしゅうございますでしょうか。高宮様。

高宮委員： ちょっと教えていただきたいんですけども、いじめ調査を年間３回されているということで、解消率という数値もご紹介いただきましたが、解消とはどのようにして把握されるものなのかというのが分からなかったもので、どうやったら解消になるのかちょっと教えていただけますでしょうか。

事務局： はい。第１回目の調査のあと第２回目調査というのを行いまして、そのときに第１回がどうだったかというふうなところでの項目がありまして、そこで解消したが、まだ３か月経っていないとか、今行為が止んでいるんだけどまだ嫌な思いをしているとか、そういった項目にはなるんですけども、一定行為は止んでいる、それから、嫌な思いをしていない、といった回答している児童生徒の人数ということになります。

２回目については第３回目ということで、その次その次の調査で、そこをやっていくというようなことです。

高宮委員： その個人の方の、前回と今回等を見比べるということになるんですか。

事務局： そうですね。一人一人に取っているのです、そのとおりです。

中山会長： 京丹後の中ではそういうやり方でしてるってことだと思いますけど、ほかの地域も同じような形でしてるってということで、よいわけですね。

事務局： はい。京丹後市独自で定義をしているわけではなく、全国、京都府も同じ定義に沿って解消率というふうなところで出しています。

中山会長： ありがとうございます。大杉課長様いかがでしょうか。

大杉委員： 1人1台端末について質問なんですけども、外部に委託されており、毎日メールでの引き継ぎ、毎月オンラインでの報告会を実施ということなんですけども、ということはリアルタイムで対応するというものではないということですか。

要は、生徒が家もしくは学校でタブレットに打ち込んだ内容を、翌日とかにまとめてメールで一斉に教育委員会側に来るという認識でいいのか、もしくは外部委託業者が何かそこでワンアクションしてから教育委員会のほうに引き継ぎをされるのか、この辺りの対応の時間軸をちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局： はい。ありがとうございます。対応につきましては、リアルタイムの相談対応の時間が夕方4時から夜の9時まで、そこで相談員がスタンバイをしまして、子どもから入ってきたらリアルタイムでやりとりをして、相談を聞いたり、解決のための提案をしたりというようなやりとりをしていきます。

教育委員会と外部委託業者とのやりとりですけども、その相談が始まる前に、前日にあった相談の中で気になることについて、ちょっとこれをこんなふうに返していこうとかいうその方向性を確認しながら、夕方4時から9時までの時間に臨むというやり方をしています。

ただ、その4時から9時までの間にちょっと心配な相談であるとか、深刻な相談が入ってきたら、お互いに電話をかけ合い、連携をして、どういう対応をしていこうかみたいな相談をすることもありますので、基本的に子どもたちには、夕方4時から9時までは相談員が常駐していてその間リアルタイムに返していくよとの説明もしているんですけど、ただ深夜であるとか、早朝であるとか、授業時間であるとか、そういう時間帯にはなかなかリアルタイムで返せないのが、夕方の時間にまとめて返すというようなことをさせてもらうこともあります。

大 杉 委 員： ありがとうございます。もう1つ、私は警察という立場なので、このようにたくさんの相談が入っておられるとは思いますが、警察は基本的に刑事事件とかその辺りで対応ということになるので、そういう暴行・傷害とかがあれば警察に相談ということがあるかと思うんですけども、毎日5件で1,000件ぐらいという話で思っていたよりも数が多かったので、教育委員会の中で警察に対する情報提供もしくは連携について、ある一定の基準というのは設けておられるのか。私のほうで考えるには、刑事事件とかは刑罰法規に触れるようなことになりそうなことに関して、当然なったものも含めてですけども、なりそうなことに関しては、警察に協力するところがあるかと思いますが、それ以外でも何かこのような事象があった場合は警察に情報提供するというガイドラインみたいなものがあれば教えていただきたいなと思っております。

事 務 局： はい。ありがとうございます。以前、教育委員会のほうでは、LINEでのいじめ相談をやっていたことがあって、LINEだとどの子が相談してきたかということが全く分からないというところから、当時、京丹後警察さんとの連携をして、ガイドラインをつくって、例えば自殺を匂わすとか、大量に薬を飲んでいるとか、途中でそういった相談をして途切れてしまうとか、そういったときに警察と連携をして、情報開示請求をして、個人の携帯番号を割り出し、使っている方のお名前、連絡先を割り出して、家庭訪問するなり、警察と連携して動くなりとかいうことを、取り組ませてもらったことがあります。

STANDBYに変わり、学年と学校までが出るようになりまして、おおよそその子どものことが推測できるようになって、そこまで重大な相談も入ってはいないのですが、そうした相談が入ってきた際には、また相談をさせていただきたいというふうに思いますので、また、そのあたり相談に乗っていただければありがたいなと思っております。以上です。

中 山 会 長： ありがとうございました。それでは松本課長様、よろしいでしょうか。

松 本 委 員： 丹後保健所の松本です。

すいません、私はこの会議の場が初めてなもので、基本的なことをお聞きしたいんですけど、以前いじめといえば、これはいじめに当たるのかですと

か、これはじゃれているだけだとか、プロレスごっこみたいな感じで、なかなかいじめの対象にならなかったと思うんですけど、この調査は、資料3の2ページ目のいじめの対応のところ、これを聞いて、アンケートを受けた子どもたちが、こんなことをされたということで丸をして、そしてそれが1件いじめの認知みたいな、そういうとらえ方でよろしかったでしょうか。

事務局： はい。もう今は被害者をすべて守り切るというふうなスタンスなので、客観的に他の者がどうこうじゃなくて、本人が嫌だと感じた、いじめと感じたらもう、他の意見とか関係なくもいじめとしての認知となります。

中山会長： よろしいでしょうか。関連でいかがでしょうか。とくにありませんか。
なければ市田委員をお願いします。

市田委員： 児童相談所としてやはり気になりましたのが、端末、匿名相談ということで、家庭環境の内容だったというものが2.4パーセントだったというご報告をいただいたんですが、警察さんのほうは、犯罪的なものがあつたら何か連携があるのかというご質問で、こちらとしましても、この中に重大な何か虐待の疑いがあると認識された場合、先ほどのお話によりますと、学校と学年はこの匿名の中でも分かるという理解でよかったんですかね。それによって、だいたいこれはこの児童の可能性があるんじゃないかということが分かり、たとえば、市の子ども家庭センターが虐待で受理をするとか、あるいは、これはもう本当に心配だから、あなたのお名前を知りたいんだけど、というような働きかけがあるのか、そのあたりお聞きしたいなと思いました。

事務局： ありがとうございます。家庭環境の中には、今、市田所長さんが言われたように、児童虐待に関係するような相談も含まれております。

学校と学年までが分かるようなシステムになっているので、推測ができるというところから、その相談内容を見ていますと、8割方もう実は市の子育て支援課の登載ケースのお子さんからの相談だろうなというところが、推測できるような結果になっておりまして、残り2割につきましては新規の相談というように思っているところで、そのあたりは慎重に見定めながら、子育て支援課と連携をして対応すべきかどうかということも、今後に進めていきたいと思っはいるんですが、なかなかその本人が「あなたのお

名前を教えてもらえるか」っていうふうに聞いたときに、答えてもらえないっていうことを想定しながら、そういったことを聞くことによってその相談が途絶えてしまうということが一番心配になりますので、どこまでもその本人が言ってもらうまで待ちながら、寄り添って相談を聞いていく。ただし、その裏側では、子育て支援課との連携というものを想定しながら、見逃さずに対応していきたいなというふうに考えているところです。ありがとうございます。

松本教育長： 緊急の場合は特定できますよね。

事務局： 緊急のときは、業者と連携して、特定のための手続きはいるんですけど、その本人がっていうところはしっかり見定めることはできます。

市田委員： 分かりました。ありがとうございます。

中山会長： よろしいですか。関連してございますかね。
なければ、眞柴委員よろしくお願いします。

眞柴委員： 区長連絡協議会の代表ということで、参加させてもらってます眞柴です。
私も10数年前まで中学校の教師でして、非常に関心のあることです。いじめ問題につきましては担任をしても非常に難しい問題でして、どう解決していくのかというのは非常に難しかったです。

解消率が非常に高いということがすごく感心事で、非常に素晴らしいなと思うんですけども、解消の指導ですね、これ非常に難しいと思います。実質訴えがあっても、それをどのように具体的に解消していくのかっていうのが担任としては一番の問題なんですけど、どのような指導の方法をされたのか。担任が指導していったのか、それとも教育委員会がされたのかということとを具体的に教えていただきたいです。

事務局： ありがとうございます。どこまでが正しいお答えになるかというのが非常に難しいですが、私もこの3月までは現場にいた者です。本当におっしゃられるとおり、いろいろな複合的な部分があるので、先ほども申しましたようにアンケートに書いて、それで終わったということでは決してないと、現場は本当にその意識は持つべきだろうなというように思っています。

もちろん、小学校と中学校、とくに小学校は、やはり担任という部分での関わりがどうしても多いかなというふうなところ。中学校は教科によっても

教科担任制で変わりますし、それから、昨今各学年1クラスというふうに児童生徒数が減少しているので、そのあたりは組織的に対応するということころは本当に今中学校で求められているなと思うんですけども、担任の感覚1つだけで「もう終わったよね、いいよね」とのとらえは本当に危険だというふうに思っているので、それでも何とかこう1人の目だけではなくて、いろんなところに、それは教員だけじゃなくて、スクールカウンセラーとか心の相談員さん、教育委員会、市から予算をつけていただいたこのアプリももちろんですけども、このアプリだけではなくて人とのコミュニケーションのところから、「あれ、それってどう？」というふうな気づきであったりとか、一つだけのアプローチでは太刀打ちできる時代じゃないと思います。

担任の感覚、もちろんまずはそれが一つ。そして、学年、それから学校全体、それから教育相談部であったりとか、生徒指導部であったりとか、昨今は教育相談であるとか生徒指導、一昔前は事があったらそれに対応していくというのが生徒指導ではあったかなと思いますが、今は教育相談と生徒指導は一体的に取り組んでいきますというふうなことで、学校とも認識をして進んでいるところかなというように思います。

本当におっしゃるとおり、答えは一つというふうなことじゃなくて、小学校も中学校も情報共有しながら、生徒に寄り添いながら、解決は本当に一つだけじゃないなあというようなことと思いますが、その子どもたちが安心して、それから裏にある保護者の方も安心して学校に任していただけるというふうなことを基盤にして、信頼関係をもとにして、学校というものはやっていくしかないのかな。

すいません、教育委員会側の意見なのか、学校側の意見なのか分からなくなって発言しておるんですが、どうでしょう、ちょっと正しいお答えかどうか分かりませんが、私の所感も入ってるかも知れません。失礼いたしました。

眞柴委員： ありがとうございます。本当に難しいところで、指導すれば反対に「ちくったな」ということで大変になる可能性もあるので、そのあたり担任が一番心配するところなんです。

解消率が出てくるということは解消されたということを認知されるわけですが、これは当人がもう解消したということで、解消の数に入るわけですか。

事務局： はい。それはそうなんです。ただし、その1回だけで終わりということじゃなくて、またさらに引き続き調査もしているし、アンテナ高く張っているというふうなところがあります。1回だけで完全に解消したというふうには見ないようにしています。

眞柴委員： 小学校の場合は、担任先生が「だめだよ」と丁寧に説明して、子どもたちに理解させて、納得する場合は往々にあって回収率が高いっていうのはあるんですが、中学校になるとちょっと思春期が入ってきますので、なかなか担任だけの指導では難しい部分もたくさんあります。私も中学校の担任をずっととったんですけども、本当に難しいなあという教師人生でした。やっぱりこのあたりが一番教師人生としては難しい問題でしたので、またいろいろ教えてください。よろしくお願いします。

中山会長： ありがとうございます。関連してございますか。
なければ、松村委員よろしくお願いします。

松村委員： 主任児童委員の代表として出席させてもらっておりますけども、私も以前は教員でしたので、現場のことが推測できるんですけど、報告の中で重大事案のことがいくつかありましたが、実際に重大事案をどう判断しておられるのかなということを聞きながら思ってたんです。

そしたらいじめ防止等の基本方針、市の方針の18ページに重大事態への対応という文章があったので、これを読ませてもらうと、基本的に重大事案として判断するのは、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合というふうに明記されているんですけども、たとえば、学校がそう判断したとか、周りのものがそう判断したみたいなことは重大事案としては取り扱われないのかというのが1点。どういうふうにそのあたりの扱い方をしているのか。

それからこの綴りの最後に重大事案発生時の調査報告等の流れが図示化されてるんですけども、今もあったように、対応のことがすごく、調査は分かるんですけども、調査してる段階から対応していかなければならないことと

か、それこそ自殺とか犯罪に関わるとかっていう、そのあたりの対応のことがどういうふうになっていっているのか、とくに今年度なんか重大事案が発生してる可能性があるというようなことを言われてたので、そういうあたりのことも言える範囲でお伺いできればと思います。

事務局：ありがとうございます。重大事態の認知につきましては、改定をさせていただきました基本方針のところに書いてあるとおりで、本人やその保護者から申し出があった際には、重大事態が発生しているとして、調査を進めるというふうに明言されているんですけど、それだけではなく、学校がいじめ重大事態として認知をしてその調査を進めるというケースもあります。

ただ、京丹後市の場合そういったケースがまだなかったというだけに過ぎないので、言ってみたら、ここの重大事態の定義に書いてある部分になるんですけども、いじめを受けて登校ができない状態がおおよそ年間30日を超える場合とか、あと心身に苦痛を感じていると、重大な被害が起こっているというふうにみなされる場合は重大事態として認知をしていくというような流れになっていくのかなというように思っています。

続きまして重大事態の対応について、非常に重要なご指摘を受けたというふうに今思っただけで聞かせてもらいました。こちらのフローチャートは、調査のことを書かせてもらっているに過ぎず、対応をどうしていくのかってあたりが触れられていない、そのとおりだと思います。この調査をしながら、しっかりと対応していくんですが、対応の基本としましては、保護者、子どもにしっかり寄り添いながら話を聞き、子どものことを、また保護者のことをしっかり守りきるというような体制をつくるということが大前提ではないかなと考えているところです。なので、いじめの解決を急ごうとして、たとえば、加害とされる人と被害を受けた人とを向き合わせるとか、そういうことを早急にするものではないと考えております。まずは寄り添って、子どもたちの気持ちをしっかり聞いて、信頼関係を構築しながらっていうところが非常に重要な視点であるのではないかなというふうに考えております。

そういったところの対応につきましても、今後、何かこういった文章化できるようなものがあると良いととらえさせて、今聞かせてもらいましたのでそういった取組も進めていきたいというように思います。

中山会長： ありがとうございます。関連してございますかね。

なければ、岸本委員よろしくお願いします。

岸本委員： 1点お伺いしたいと思います。重大事態が令和8年度に1件調査中ということであったと思いますが、この重大事態ということなんですけども、それまでの対応というのが非常に大事なのかなというふうに思います。

ということで、この8年度の調査中につきましてはこれまでの中であった、たとえば要支援とか見守りとかっていう中から発生したのか、新たに8年度にいきなり出てきたものなのかというあたりをちょっとお伺いしたいと思う。

事務局： はい。まさに今調査中のポイントの1つにもなっているので、少し言葉を選ぶんですが、最終的にはどうか分かりませんが、本年度になって出てきたというふうなことで、今のところは進めております。

中山会長： よろしいですか。引き続き適切によろしくお願いします。関連してございますでしょうか。

なければ、荻委員よろしくお願いします。

荻委員： PTAを代表してというところで、子どもに一番近い相談相手なのかなというふうに理解をしているんですけども、子どもにどれだけ寄り添えられるかなというふうには胸に刻んでいるところではあるかなと思っています。

いじめの調査っていうところが、京丹後市に関しては、ほぼ100パーセントに近い、いい状態なんだろうなというふうに思っているんですけども、その中で1人に1台端末をという、うちの子どもも家に持って帰ってきて使っていますが、相談時間が16時から21時っていうところで、その時間帯に相談できないような状況の人がどれぐらいいるかって把握できてるんだろうかなというふうに、少し気になりました。

事務局： ありがとうございます。今回の資料にはお示ししていないんですけども、相談が入る時間みたいなものを調査したところ、夕方4時から9時までに相談している子どもが半数はその時間帯に相談をしていた。それ以外の時間帯にも約半数の子どもが相談をしているという実態が分かっているので、4時から9時はリアルタイムのやりとりなんですけども、それ以外の時間に来たものについても、夕方4時から9時を基本にしながら、適宜返すようなこと

はしているので、相談できないということではないということは認識をしておいてもらいたいかなと思ってます。

昼間返せない理由の一番大きいのが、学校授業をやっているというときに、その先生が授業してるのに子どもがタブレットでやりとりしてしまうと授業妨害みたいになってしまうので、そこだけはちょっと控えているような状況で、昼休みとか朝の時間とか、子どもに支障がない時間に返すということも考えて対応させてもらっています。

萩 委 員： なかなか子どもが学校で、お友だちがいるのかどうかあれですけど、そういった環境で相談しにくい部分もあるのかなと思いますし、できれば1人のときとか、親に相談してくれればいいんですけど、悩みのことは親に対してはちょっとあれなんですけれども、家でW i - F i がないとかね、そういうことがなければいいなというふうには思います。

事 務 局： ありがとうございます。家にW i - F i がないという家庭が使えないことがないように、W i - F i がない家庭にも教育委員会のほうではポケットW i - F i を貸し出す支援をして、すべての子どもが家に帰っても端末を使って学習や相談ができるようにというような体制づくりを進めさせてもらっています。

中 山 会 長： ありがとうございます。関連してございますか。

なければ、山副委員よろしくお願いします。

山 副 委 員： 失礼します。小学校のほうです。先ほど元教職員のかた方のご意見もあったんですけども、今、多分本校もですが、他の学校も、心理的安全性っていう、とにかく子どもたちの居場所づくりというか、安心して過ごせる学校づくりっていうのを、一番土台に取組を進めているというふうに思っています。そういった状況ができれば、いじめというようなこともなくなっていくだろうという前提で取組を進めているんですけども、やっぱり子どもたちですので、人間関係の中でいろんなことが起きます。ですので、そのことも、先ほどもあったように担任だけではなくて、管理職も含めて、組織的に何とか対応して、解決をして、また、それを学びにして、心理的安全性を高めるっていうような繰り返しもありますし、当然、本校でも昨年度、保護者のほうからいじめの訴えもあったんですけども、それも丁寧に保護者のお考

えを聞き、それから子どもの考えも聞き、それから事実も確認し、被害と当たる保護者のほうにも誠実に対応してということで、やっぱり関係をつくって、何とか今は解消している、あくまでも解消しているだろうという前提で、見守っているということで、日々、心理的安全性を高める見守り活動をさせていただいている現状だというように思っています。以上です。

中山会長： ありがとうございます。それでは西村委員お願いします。

西村委員： 失礼します。私も園所のほうにいますので、実際、子どもたちの数値がここに上がってくるようなことはないかなと思っていますけれども、やはり小さい子どもたちですけれども、小さいじめであったり、いじめにならないかなっていう事案っていうのはやっぱり感じています。その都度子どもたちが言ってきたり保護者の方からそういう言葉を聞いたりすることもあるので、その時には保護者の方も含めて、担任とそれから管理職も含めて一緒に話をしながら、あと、いろんな教育・保育する中で、見ていたりとか、経過をたどっていたりとかっていうところを、丁寧に行っているところです。

本当に、小学校でぽつんと始まってくるのではなくて、小さいときからそういう火種があるというか、そこをどういうふうに指導していこうかなっていうところが本当に難しいところだなっていうことがあります。園所のほうでも、いじめまではいかないですけど、物を隠したりとか、そういうことがあるのは現状で、先ほども指導するのが難しいということを言われましたけれども、園所のほうでも本当にそういうところをどういうふうに子どもたちに伝えていったらいいのかなっていうところは悩むところです。

ただ子どもたちのいいところを見つけてやって、先ほど心理的安全性ということも言われていましたけれども、子どもたちが穏やかに過ごせるように、そういう気持ちで、ギスギスした気持ちになると人のことも言いたくなったりということがあるので、穏やかに過ごせるように子どもたちの良いところ受け止めながら、そこを発信しながら、保育・教育を行っているようなところです。

今本当にたくさんの人数がいじめのところで上がってきて、私もびっくりしたんですけれども、その土台というか、小さいときから福祉施設のほうに通っている子がたくさんいますので、そういうところをしっかりと対応して

いかないといけないなっていうのは身に染みて感じたところです。以上です。

中山会長： ありがとうございます。蒲田委員お願いします。

蒲田委員： こども部のほうでは、要保護児童対策地域協議会というものを、子ども家庭センターが担っています。

先ほど児童相談所のほうからもありましたように、虐待や養育との関連での対応はさせていただいているところでありまして、教育委員会のほうでは職員2名、こども部と兼務で連携しながら対応させていただいてるところなんですけれども、今日お話を聞かせていただく中で、少し質問をさせていただきたいんですが、今回のいじめに関する調査では、匿名ということが基本になっているかと思うんですが、この中におきまして先ほど虐待と疑われる児童の話も出た中で、たとえばこの調査の中で出てきた虐待と思われる、連携をしたほうがよいというところを、どのように例えば学校との連携の中で判断をされているかっていうあたりと、また実際に連携をする中で、この調査は匿名というところがあるのでどのように児童生徒でありますとか家庭との連携でありますとか、そのあたりは非常に難しいところではあるかと思うんですが、どのような形でされているか教えていただけたらと思います。

事務局： ありがとうございます。連携のほうでは、非常に難しい話になってくるのかなというふうには思うんですが、令和7年度はそこまでの事例はなかったかなというふうには思うんですが、令和6年度のことを振り返ってお話しますと、やはり自傷行為だとかっていうところにつながるような、家庭的なことでのストレスを抱えてるような子どもさんにつきましては放っておけないというところもあって、学校と実際に連携をして、家庭の様子なんかも聞き取りながら、対応させてもらったような事例はあります。

学校からも、もし必要があれば子育て支援課のほうにも連携をして、虐待通告を出してもらったという話をするんですけども、個別の事例を申しましてあれなんです、家庭的なところで言うと、そのご両親は実は学校ではとても評判のいいご両親であって、子どもから見た親と学校から見た親の乖離がすごく大きいということが分かって、非常に難しい問題をはらんでるんだなというところが、対応していて感じた部分なんですけども、ただ、子ど

もを守るという視点から言うと、子どもの訴えというところをしっかりとらえて対応していくってことが大事なところから進めていって、そういった家庭については、学校でその保護者がスクールカウンセラーとかとつながって相談するというような関係を取る中で、非常に家庭の環境も改善されたのではないかなというふうな状況につながっているので、そういった事例を増やししながら、こうした取組を活用しながら、匿名相談だけに終わらずに、現実の場面にもしっかりと適用していくということが非常に大切なんじゃないかなという学びにつながっているので、なかなか難しいんですけども、そういったものを多く取り出して、関わっていけばいいなというふうに思っています。

中山会長： ありがとうございます。関連してございますか。

なければ、山添委員よろしくをお願いします。

山添委員： 失礼します。単純な質問で申し訳ないんですけど、聞き漏らしたかも知れないんですけども、アンケートや聞き取りは年間3回実施されているということなんですけど、具体的に3回目にはいじめの動画の拡散についてのアンケートも含まれておるということなんですけども、1回目、2回目というのは、同じ内容の項目の聞き取りを、ある時期、2回目の時期ということで、進展、それからいじめがなくなったところを確認されてるのかということころをちょっと聞かせていただけたらなと思います。

事務局： ありがとうございます。1回目と2回目の項目は同じで、ただ、選択式だけではなくて自由な記述欄もございます。3回については独自でやってるんですが基本的には同じ扱いです。

中山会長： よろしいですか。ありがとうございました。

それでは藤村課長をお願いします。

藤村委員： 健康長寿福祉部のほうですけれども、こちらでもいじめ問題に関連する取組を行っています。健康推進課では、令和6年3月に「第3次自殺のないまちづくり行動計画」を策定し取組を進めているところです。

悩みを抱える人に声をかけて適切な相談機関につなぐゲートキーパーの養成を行っていきまして、受講された方が、地域や職場や学校でも支援者として活動していただいています。

また小学6年生、中学3年生、高校3年生は卒業前に、SOSの相談先を書いたクリアファイルを配布しています。また、若年向けのWeb空間「かくれてしまえばいいのです」というライフリンクさんのWebについても情報提供を行っています。

生活福祉課のほうでは、生活保護のケースワーカーがいじめの背景、家庭環境などの課題がある世帯については、学校や子育て支援課と情報交換をしまして、課題改善や支援を通じていじめ防止に努めておりますので、また今後も引き続き連携しながら取組を進めていきたいと思っております。

中山会長： ありがとうございます。川村委員お願いします。

川村委員： 教育委員会の川村です。私は事務局側の立場というか、一緒に取り組んできているほうですので、今日皆様にご報告した内容を、今日いただいたご意見を踏まえながら、しっかりと丁寧に取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほどもありましたけども、やはり児童生徒の皆さん、教員も含めて、安心して学校生活が送れるような環境づくり、心理的安全性が保てるような取組ですとか、予算も検討しながら、必要な取組を今後もしっかりと検討して進めていきたいというふうに思っておりますので、関係機関の皆様には引き続きご協力、連携をお願いしたいと思います。

中山会長： ありがとうございます。志水委員お願いします。

志水委員： 失礼いたします。市民環境部です。こちらは人権の部分で関わらせていただいているということが大きいと思います。

市民環境部では、人権擁護推進員の皆様のご協力もいただきながら、人権問題について取組をしていますし、市としましても人権講演会、中学校へのDVの研修なども行っておりまして、市民や子どもたちに人権について学んでいただく機会を設けて、周知を図っているということでございますので、引き続きそのあたりはしっかりとやっていきながら、人権について考える機会を設けていきたいというふうに考えております。

資料のほうで少し確認をさせていただきたいのですが、資料3の、2の(2)に未解消件数が3回目の下のほうに書いてあるんですけども、そこで要指導という件数がずっと書かれていて、小学校3年生の件数がちょっと多

く見えます。去年も確か小学校2年生が多いようなことだったと思いますけれども、そのあたり何か理由があるのかどうかを少し教えていただけたらなというふうに思っております。

別紙資料の1人1台端末の関係なんですけども、こちらも認知件数が増加したということではあるんですけども、いじめに関する相談件数が6年度よりは少なくなっているという状況が見て取れます。そういった中で、とくに低学年ですね1、2年生辺りの件数が少ないのかなあというふうに見えるんですけども、たとえばその機器の操作でありますとか、そういったところが、なかなか低学年にはやりづらいのかなということも少し考えられるんですけど、そのあたり何かしらの対応をされているのか、1年生は令和8年1月からということを書いてあるんですけども、そのあたりも意味あるのかなというふうに思うんですけど、少し教えていただけたらなと思います。

事務局：ありがとうございます。まず低学年、とくに小学生段階については、タブレットだけの回答というようなことにはしておりませんでして、京都府から来るのは漢字と所々のふりがなが振られた、仮名交じりのようなシートなんですけど、それに加えて京丹後市独自ですべててひらがなのものを用意したりであるとか、そのあたりは実態に応じて使っていただいて、集計は学校のほうでデータ化してもらおうと作業で集計はしているかなと思うので、端末が使いにくいからといった理由で答えのほうがスムーズな集計ができないということではないのかなとは思います。

タブレット操作につきましては確かに小学校1年生2年生不慣れっていうところはあるんですけども、子どもによって非常に差が大きいなと思っていて、スムーズに使える子もいれば、全然使えない子もいるようなところもあって、そのあたりがちょっと課題にはなるかなっていうふうに思うんですけど、ただ、令和6年度中の2年生の件数が非常に多いというところから、その学年によって色々と異なりがあるんだろうなと思いついて見ているところではあります。活用の仕方については、小学校1年生は春から使うのではなくて、機器の操作に慣れた年明けの1月からというところから今回はお願いしたところ件数が増えたということから考えると、やはり操作の仕方みたいな

ものもしっかり教えていかないといけないんだろなというところは課題として感じるところであります。

あと、部長さんのほうからご質問あった、小学3年生が未解消率の中で要指導が多いということなんですけども、これにつきましては発達課題のあるお子さんが同じその繰り返しをする中で上がってるっていう件数が非常に多く含まれておりまして、学年として頑張っているんですけど、同じ子になかなか指導が入らずに同じことが起こってるというところから、こういった件数になってるっていうふうにとらえてるところです。

中山会長： 今のことに関連して、重大事態ではないにしても重大事態につながり得ることだということで把握をされていらっしゃるの、統計上の数字のあらわれ方としては出てこないということですかね。

事務局： はい。そうです。

中山会長： 何か課題が残るような、それがたとえば全体の中でそういうのが何件あるのかというのは、準重大事態、準々重大事態みたいなものだと思うので、そこが分かるような形で注目して、どうみんなで向き合っていくかっていうことも大切なことだと思いますけども。

事務局： はい。おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

中山会長： またそういったこともご検討ください。

事務局： 分かりました。

中山会長： よろしゅうございますかね。ちょうど時間も参ったようですが、議事（1）（2）（3）全体を通じてご質問、ご意見賜りました。

この中で、議事3につきましては、お諮りをしていきたいというふうに思いますので、お諮りをさせていただきます。

議事（3）「令和8年度いじめの防止等のための活動計画（案）」につきまして、こういった形で今年度進めさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

< 異議なし >

中山会長： ありがとうございます。異議なしの声賜りました。そのようにご承認いただいたものとして進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、本日はこのあたりで閉めたいと思いますがよろしゅうございますかね。そしたら、本日の議事を全て終えさせていただきたいというように思います。進行にご協力賜りましてありがとうございます。

学校教育課長： 委員の皆様、活発なご質問、ご協議をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは閉会に移りたいと思います。閉会にあたりまして、副会長の松本教育長から閉会の挨拶を申し上げます。

松本教育長： 皆さん本日はいじめ問題対策連絡会議ということで、本当にご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。

また日頃から、子どもたちの安心安全な教育、生活の充実のため、さらにはいじめ等問題事象の未然防止のため、さらには青少年の健全育成のために、各関係機関の皆様方には大変ご尽力いただいていることに関しまして厚くお礼申し上げます。日頃からありがとうございます。

今、多くの皆さんに、疑問点やご意見をいただきまして、そうした貴重なご意見を、今後の8年度、今ご承認いただきました取組の中で生かしていけたらというふうに思っております。

皆さんもご存じのように、いじめというのは、子どもたちの心身の発達にとって深刻な影響与える重大な問題だというふうにとらえていく必要があると思っていますので、様々な関係機関の皆様と連携しながら進めていかなければなかなか難しい側面もございます。特に、今日の資料にもありましたように、京丹後市は少しSNS等のインターネットを介したいじめっていう部分の率が、京都府よりも小中とも高いという側面もございます、なかなか見えにくい部分ではいじめという部分の課題もあるというふうにとらえていますので、そうしたところは、保護者や地域の皆さん、それから関係機関の皆様と連携しなければなかなか改善に向かっていかなければならない部分だというように思いますので、今後とも皆様方との連携を深くお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

学校教育課長： それではこれをもちまして、「京丹後市いじめ問題対策連絡会議令和８年度第１回代表者会議」を閉会させていただきます。

本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございました。